

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和7年12月1日現在における広島県後期高齢者医療広域連合の直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

令和7年12月9日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 三村 義雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項において準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

45,155人

- 2 法第291条の6第1項において準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

382,215人

- 3 法第291条の6第1項において準用する法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市 町 名	必要な有権者数
広島市	221,576人
呉市	56,924人
竹原市	6,520人
三原市	23,988人
尾道市	35,152人
福山市	124,411人
府中市	9,959人
三次市	13,347人
庄原市	8,792人
大竹市	7,162人
東広島市	50,539人
廿日市市	31,806人
安芸高田市	7,193人
江田島市	5,881人
府中町	14,172人
海田町	8,201人
熊野町	6,562人
坂町	3,413人
安芸太田町	1,560人
北広島町	4,679人
大崎上島町	1,820人
世羅町	4,050人
神石高原町	2,246人